

## 国会開設百年

東京大学教授

伊藤 隆

明治二十二年に東洋で初めての憲法が日本で制定されまして、翌年の明治二十三年の十一月に第一回帝国議会が開かれましてから、今年の十一月でちょうど百年を迎えることになりました。それにちなみまして、議会そのものでも天皇陛下をお迎えして記念式典が開かれますし、あるいは記念の展覧会、講演会、シンポジウムも行われる予定になっております。私も日本の近代政治史をやっているものですから、そういうものに多少関連させられておりまして、その関連で今日もこういう演題を与えたのだろうと思っております。

しかし、百年を迎えた議会を記念する行事が盛り上がっているかと言いますと、実はそれほど盛り上がっていない。私ども大学の入学試験をやりますが、最近は記述式というのをやらなければなりません。言いましても、多人数のそう長い文章を短い期間で読むわけにいきませんので、非常に短い作文を課しているわけです。

そして、近代の政治にかかるような問題を出しますと、戦前期については全く天皇制の独裁ということで、あたかもそこには法治国家はなかつたかのような文章が出てきます。それが少ないと云うわけではなくて、大半がそうだと言つてよろしいと思います。これはある勢力の戦後教育の大成果ということになろうかと思いますが、よく勉強す

ればするほど、そういうことになるわけです。

私の学生たちが実際に史料を扱つてみると、そういうことが全く絵空事であるということがよくわかつてくるのですが、実際に史料に接して自ら考える学生の数は、大学全体のなかで言えばごくわずかです。最近はその勢力がはなはだ低調を極めまして、あまり大きな声でそういうことを言わなくなりましたが、実際に書店にまいりまして、日本近代についての本を見ますと、だいたいそういうトーンのものであります。言つてみれば、それが「常識」という感じになつてきておりまして、私どもはそれに挑戦するというかたちになつております。

議会という制度はそもそもヨーロッパで生れた制度でございまして、日本が明治維新を通じて、この厳しい国際社会のなかに生きしていくためにどうしてもとらなければならないヨーロッパ近代文明の受容の一環として議会制度が導入されたわけです。これは鉄道を引いたり、工場をつくったりするのと同じように、そうした西洋文明を受け入れることで議会が開設されたといつてよろしかろうと思います。

しかしながら、ヨーロッパの諸国といつてもすべての国が議会をもつていたわけではありませんで、議会をもつていたのは、その中でも先進国であります。帝国議会が開かれて以来今日までジャーナリズムのうえで、議会というものはあまりほめられたことのない存在です。だいたいが誹謗されたり馬鹿にされたり、非難されたりというのが実態であります。しかし、こういう議会制度を百年にわたって維持し続けてきた国は実に少ないのであります。ましてやアジアでは、要するに白人の世界以外では、日本以外にはない。ですから、日本は近代の政治制度をうまく受容したといつていいだらうと思います。

帝国議会から始まって国会になり、今日に至る百年の過程では、もちろん大日本帝国憲法の時代と今日の日本国憲法の時代では議会の位置づけは違つております。しかしながら、戦前の衆議院は依然として衆議院でありますし、貴族院が参議院になつて、両院からなる国会が国権の最高の機関とはされましたが、その慣例その他はだいたい継承さ

れています。そこで、第一回帝国議会から数えて百年というところで記念をするわけです。

教科書的に言いますと、政治のいちばん大きな価値は民主主義であります。民主主義の骨格は議会制度であります。その議会制度の中心が政党であります。社会科の教科書ではそういうふうに教えておりますが、現実のジャーナリズムの報道やなにかを見た場合に、それとの間に非常に大きなギャップがある。先ほど申しましたように、帝国議会から戦後の国会を通じて、現実の議会政治がジャーナリズムによってほめられたことはほとんどなかつたといつていだらうと思います。議会政治あるいは政党政治に対する非難、あるいはそれの打倒を叫ぶ議論は甚だしく、またそれを背景とした政治運動が少なからず存在し続けた。とくに昭和の満州事変以後、それはかなり強まつたわけです。

そういう議会、政党に対する非難は帝国議会が始まつた直後からであります。しかし、考えてみると、これは日本に限らず、世界中で議会政治がたいへん賞賛されているという時代はほとんどないわけです。ただ、議会制度に代わるいい制度をどの国民ももちえていないわけでありまして、それに代わるべきものとされたいろいろな政治制度、たとえばナチズムやファシズムの制度は失敗し、そして、従来ナチズムやファシズムとは全く類を異にするものだと多くの人々に信じられてきたコミュニズムも結局あまり変わらない、ほとんど同じものであつたということが、とくに去年のルーマニアの事態などを通じて多くの人々に理解できるようになつてしまつた。

今日、議会制度というものは、それに対する敵対的な考え方が存在しない。したがつて、自己の正当性を証明するために議論の相手になるものが存在しない。たいへん輪郭のはつきりしないものになつてゐる状態であります。そこで、われわれは百年を迎えた今日という段階で、日本の過去百年の議会を改めて考えなければならぬ。

私は日本の近代の政治史を勉強しておりますが、とくに昭和史を専門としております。歴史でありますから、ある程度時間がたつてから、要するに、それが過去になつてからしか研究できないのですから、これは当然若い学問であります。史料もどんどん新しいものが出てまいりますし、それによつてその時期の解釈も大いに変わつてきます。

なかなか通説が成立しないような世界であります。

先ほど申しましたように、議会百年を迎えて、いろいろな企画その他が行われて、私も関係しております。もちろん、私もこれまで議会について全然勉強したことがないわけではありませんが、改めて議会についてどういう研究がされてきたのかということを回顧してみまして、実に貧弱であることに気がついたという次第です。

大正から昭和の初期にかけて、いわゆる政党内閣華やかなりしころ、あるいはその直前ぐらいであります。憲政史という名前で議会制度、議会政治、政党政治の研究が行われた時期があります。そういう研究はだいたい議会对藩閥、民衆の勢力と藩閥勢力という対比で歴史を描いておりました。そして、当初は将来に対する非常に楽観的で、つまり、藩閥政治が終焉して、民衆的な政党が発達して、議会制度はますます有効に機能するであろうという楽観主義であります。

この憲政史の研究はその後も続けられたわけですが、だいたい昭和の初年にマルクス主義の影響が歴史研究の場合でもたいへん強くなりました。マルクス主義的な歴史研究では、議会制度というのはブルジョア独裁の形態であって、人民の立場からは、これを階級闘争の立場から利用するにすぎないという存在として考えております。したがって、本当にまともな研究を行つてこなかつたわけです。

また、続く時期は戦時体制になってまいりまして、戦時体制の時期は既成政党あるいは議会に対する批判が非常に強まった時期です。したがって、その研究自体がうまく進められないという状態でした。今日、国会図書館の憲政資料室というところがありますが、そこに憲政史の従来の研究の流れがずっとつながつておりまして、これは史料の収集をしてきました。明治期、大正期、昭和期の政治家、軍人等の家に残された史料の集積を行つてきた機関であります。が、今日これを使わないので近代の政治・議会史を見ていくことはできない存在になつております。かなり史料は集積されておりますが、研究はまだこれからという段階のような感じがいたします。

そこで、議会史の概説をお話ししてもしかたがないので、私自身がいちばん研究をしております昭和期の問題で、とくに史料とのかかわりで関連のある問題をエピソード的にお話しし、昭和戦前期の議会がどういう具合であったかということをご紹介して、責めをふさぎたいと思つております。

最近、昭和天皇が摂政であられた時代の宮内大臣であり、即位されるちょっと前から内大臣であります牧野伸顕という方の日記、これは前々から公開していただきたいということをご遺族にお願いしていたのであります。昨年許可が得られました、一部を雑誌『中央公論』に紹介いたしました。つい一、三日前に私の手を離れたのであります。が、十一月に中央公論社から残された日記の全部が出版されることになりました。

この牧野日記を見ておりまして、ところどころにたいへん思いがけない記述が出てまいります。そのなかで、議会にかかるようなことの一つに、憲政の神様と言われた尾崎行雄が登場してくる場面があります。それは昭和六年の二月十七日の条であります。が、牧野内大臣のところに尾崎が訪ねてまいりました。そして、議会についての感想をいろいろ述べて、とくに政党の腐敗ということを慨嘆しております。そして、そのあとで、われわれは薩長の政府を憎んで、イギリス流の議会政治に勝るものはないんだと思い込んで多年奮闘してきたのであるが、こと志と違つて、今日の現状に直面して慚愧にたえない、薩長政府は国家を念頭におき働いてきたが、今日の議会などには国家を思うもの一人もなしという言い方をしたと記載されております。

昭和六年というのは、民政党の浜口内閣の時代であります。いわゆる政党内閣の最盛期といつていい時期であります。多年、議会政治、政党政治ということを日指して奮闘してきた尾崎がこういう思想をもつたということは、たいへん皮肉な感じがあります。無論この時期は、尾崎ならずとも、政党政治あるいは議会政治ははなはだ評判が悪くて、当時の新聞などを見ますと、獄事件、あるいは政党の駆け引き、党利党略ということが非難の対象になつております。

この時期に尾崎がどういう意味でこれを言つたのか、これだけでは十分にわかりませんが、当時、左右両翼から議会はいろいろ非難を浴びていました。もちろん、左翼からはこれはブルジョアの支配である、いろいろな法案はすべてブルジョアの利益を代表しているということで、議会政治打倒が言われておりましたし、いわゆる右翼からは国体に反するということで議会は非難をこうむつていたわけです。しかし、尾崎の批判は必ずしもそうした諸点からではなくて、政党が実際に権力を握った際の党派エゴイズムの強さ、それが国家利益さえをも犠牲にすることに絶望して、こういう発言をしていると考えられます。

尾崎はその五十年前に自由民権を唱えて運動に参加して、その後も彼の言う藩閥を打倒すべく議会で活躍してきた人物であります。このとき尾崎は孤立しておりまして、政党に属しておりませんでした。同じ「憲政の神様」の仲間の大養は政友会の総裁になっておりましたが、尾崎は無所属議員として議会にいたわけです。そういうあり方の違いもこういう批判には出てくると思います。

牧野伸顕はこうした尾崎の発言に対して、当時、民権運動に参加して藩閥を非難した人々はだいたいみな最後はそういう考になつたというコメントを書いております。

今度はちょっと場面が変わりまして、それから十年後の昭和十六年の暮れに日本は太平洋戦争を開始します。この昭和十六年の初めの議会で、今度は尾崎は議会制度を守るために議会で政府に対し質問演説を行うということを企図いたしました。

その前年の昭和十五年に全政党が時流の圧力で解散に追いこまれまして、全体が大政翼賛会に合流させられました。民政党の幹部でありました斎藤隆夫は昭和十五年に議会で演説をいたしました。それはのちに反軍演説と言われたのですが、その演説で、軍からの強い圧力を受けた議会は彼を除名しました。しかし、民政党のなかの彼の仲間たち、それに旧政友会の鳩山一郎、尾崎、それから、もとは社会大衆党の右派に属していた人物で、戦後社会党内閣の首班

になった片山哲といった人たちが議会のなかの少数派を形成しておりました。

この時にすでに会派をつくっていたわけではありません。後には同交会という議会内会派をつくりますが、いわゆる自由主義的と言わされた人たちがあちこちの政党から排除されて集まり、そして最後は翼賛選挙でひどくやられてしまうことになります。こういうグループが尾崎をかついで、第二次近衛内閣に対する質問を試みようとしています。結局その質問演説は阻止されまして、質問趣意書を提出して、書面での回答ということになっています。

この質問趣意書のなかで尾崎は、明治大帝が帝国憲法をもって上意下達、下情上通の最高機関とみなわし、帝国議会をして大政翼賛の実を上げしめんとご轉念あらせられたことは、憲法とともに公布したまえる御告文や詔勅によつて明瞭である。卑近の例で申せば、帝国議会といつもの政黨の嫡子であつて、いわゆる大政翼賛会は庶子であろう、要するに、大政翼賛会は大日本帝国憲法になんらの根拠をもたない存在であるということを指摘したわけです。

そして、近衛が大政翼賛会の総裁であることは、独露の元首たり、また宰相たるヒトラーやスターリン等の位置に比するものであつて、独露には皇帝はまさず、憲法は歪曲せられて立法部、行政部の区別もなく、時の執権者たるヒトラーやスターリンが万事を思うままに勝手に執行しうるので、すなわち独裁執権者制であるが、わが国体と政体とのもとにおいては、かくのごとき独断専行のふるまいは断じて許されざるはずのものであると述べまして、新体制、大政翼賛会を激しく非難しております。

また、近衛内閣が締結した日伊三國同盟を批判し、日ソ中立条約をも含む「世界新秩序」の構想をも批判したわけです。すでに軍部、あるいは革新官僚と言われる人々は厳しい国際情勢のもとで、いままならば危機管理と言つてもいいのであります。が、権力の集中を図つて、昭和十三年には国家総動員法が議会に提出されます。これは民政党、政友会とも激しい反対をしたのでありますが、最後的には軍部の圧力のもとで、民政党、政友会の党議決定がなされ、賛成する、もちろん条件つきであります。が、賛成を表明せざるをえないということになったわけです。

このときの賛成演説は議事録を読んでいて、非常におもしろいものであります。最後に賛成をすると言うまでは、最初からほとんど最後近くまで、したがって私は本法案に反対いたすものでありますというふうにつながるような感じで話があつて、最後にこの法案に賛成するという演説をして、結局、押し切られてしまっておられます。

ところがこのとき、今日の社会党的先祖であります社会大衆党は、この国家総動員法案に全面的に賛成いたします。そして、賛成演説を行つたのが西尾末広さんです。これは戦後の片山、芦田内閣の支柱になつた方です。元来この方は社会大衆党的右派でありますので、片山さんとおなじような立場ですが、このときは党が全面賛成という立場をとりましたので、西尾さんもこれに全面賛成の演説を行つたわけです。

そのときに、西尾さんは近衛に向かつて、あなたはヒトラーのように、ムッソリーニのように、そしてスターリンのように強力な指導者でありなさいということを述べたのであります。

反対に反対を続けて、最後に軍部の圧力でやむをえず賛成せざるをえない立場に置かれた既成政党が、この演説に対して非常な反感をもつた。スターリンのようにやれとはいつたい何であるかというので、強引に懲罰委員会に持ち込んで、西尾議員を議会から除名することになります。これはさつきの話とちょうど逆のことになるわけです。尾崎や、いわゆる自由主義者と言われた人たちは、ヒトラーやスターリンやムッソリーニを独裁者だ、けしからんやつだと位置づけたのに対して、社会大衆党はまさにかくあるべきものということを主張したのであります。

この国家総動員法というのは、政府に多くの権限を委譲するいわゆる委任立法です。つまり、戦時において政府がその法律の枠内において、本来であれば法律案をもつて議会の承認を得なければならない事柄について、勅令をもつて議会に諮ることなしに行うことができるというものであります。

昭和十三年以降、議会が無力になったという一因に、実はこの国家総動員法があるわけです。国家総動員法に基づいて政府はたくさんの勅令を議会に諮ることなく統制を行う権限を得たわけです。この法律に基づいて勅令が雨あら

れのように出されたということは、多く知られているところであります。そして、その勅令に基づく省令なり、さらにその下位の規則なりが次々とつくられます。

このあと、議会で国家総動員法に基づく勅令およびそれにに基づきさらに下位の規則等がいつたいどのくらいあるのかという質問が出まして、政府は答えられない。それほどたくさんの方令が出たわけです。その勅令はもちろん罰則を伴うものでありますので、戦時下においてこれらの統制法違反ということで犯罪者になった人はたくさんいます。そして、昭和十六年にこの国家総動員法を改正するという法案を政府は提出いたします。これはもちろん国家総動員法の権限をさらに拡大していくというものであります。

私は今年、大学で昭和十六年の政治史の講義をいたしておりまして、この時期の議会の議事録を少々読みました。先ほど申し上げようと思って忘れておりましたが、日本の帝国議会は第一回議会から議事速記録をきちんと作成しております。本会議の議事録は全部、官報の付録というかたちで出ております。それが現在ではまとめて復刻されて、百年間の議事を容易に見ることができるようになっております。

さらに委員会議事録も、最初のほうは少し欠けているところもありますが、国会図書館にはほとんどそろっております。最近はそれが復刻され、現在復刻が進行中だと思いますが、各委員会の膨大な議事録が残っております。しかし、先ほど言いましたように、議会史の研究は非常に貧弱であります。そういう議事録をきちんと読み通したような研究はありません。いくつかの法律あるいは政策決定のプロセスの研究として若干それが使われているという程度であります。議会史そのものはたいへん貧弱であると言わなければならぬ。

しかし、議会の本会議ならびに委員会の議事録を読みますと、その時点で問題になつたことはほとんどすべて議論の対象になっているわけです。近代日本百年の政治、それから経済法案もありますし、外交についての質疑もありますし、軍事についてもそうです。戦前の帝国議会は、もちろん統帥権と言われる軍事の問題については直接ふ

れることはできなかつたわけですが、軍部の予算に手をこまねいていたわけではないですし、外交条約の批准の要件は枢密院への諮詢でありまして、条約案が議会にかかることはありませんでしたが、外交問題は議会における非常に大きな論題でありまして、多くの議論が行われ、それは政治に大きな影響を与えてきたものです。

実は過去の議会もそうなのでありますけれども、法案が議会に出されて本格的に討論が行われる、もちろん議事録に出てこないところでさまざまな妥協が行われて、結果が出る。したがつて議事録を読んでいただけでは必ずしもわからぬところがたくさんあります。しかし、いまのように野党が寝て、実際の会期のうち議事が行われている日数がたいへん少ないとことはありませんで、実に丹念に本会議も委員会も開かれて、その議事録が全部残っている。これは大変な文化遺産であります。それを本格的に検討していく必要があるというのが実情であります。

先ほど申しましたように、昭和十六年の政治史を講義しておりまして、そのなかで議会の議事録を取り上げたのです。それがいま言いました国家総動員法の改正法律案であります。昭和十六年の二月、先ほどの尾崎の質問趣意書が出されたりしている状況のときであります。一月十三日の貴族院の本会議にこの法案が出来まして、政府の側の法案の趣意説明に続きまして、赤池濃という議員が質問をしております。これもなかなかおもしろかったので、取り上げていろいろ話しました。

この赤池議員は、國家総動員法は議会の大きな職務である陛下の立法権に協賛したてまつるという職務を自ら放棄して政府に譲るものである、議会から言えば職務放棄であり、憲法上の大問題である、政府は天下に向かって、国民は各々その職能に応じて国家に奉公せよと強調しているにもかかわらず、議会に対してもその職務を放棄せよと迫っているのは言行が一致しない、という言い方で政府を非難している。

そして、政府が国家総動員法の改正案を提出したその趣意説明のなかで、あたかも外国が総動員体制を強化するからわが国もまた総動員法を強化しなければならない、そうしなければ、一朝有事に際して適当な措置が講じられない

と述べているが、その外国の事例というのはどういうものであるかと質し、次のように述べております。「外国に於きましては、此の種の法令を授権法と総称致しまして、独裁的権力の授与を内容と致して居ります、此の種の独裁権を先づ事實上掌握した者は「ソ連」の当局者でありまして、「レーニン」が其の開山でありまして「うんぬんと述べて、さらにレーニンに続いてイタリアのムッソリーニ、そしてドイツのヒトラー、そしてスペインのフランコ、最近はアメリカのルーズベルトが議会にそうした権限を要求していると述べております。

赤池は、こういうやり方は帝国憲法の規定に違反する、つまり、憲法では法律に協賛する役割は議会に与えられているのであって、独裁的な権限を総理大臣に集中させ、委譲することは大日本帝国憲法にそぐわないのだということを述べております。

ここで非難されたような政治の流れは「全体主義」と言われます。これは經濟は政治によってコントロールされなければならない、その政治は指導者とその党によつて進めなければならないという考え方であります。これはナチズムにもファシズムにもコミュニズムにも共通する考え方であります。本格的な統制經濟・計画經濟を日本に導入しようというのは、昭和十五年から十六年にかけて、大政翼賛会などの進行と並行して進められたものです。簡単に言いますと、各企業の責任者を資本家ではなくて經營者にして、その經營者を役人に準ずる者にして、政府がその企業をコントロールしていくという考え方であります。

國家総動員法によって、賃金とか会社の利潤とか雇用とか、ありとあらゆるものを持時に向かって政府が統制する権限を与えられておりましたが、その統制をさらに強化する体系的な考え方として、経済新体制というものが提起された。この経済新体制という政府が推進している経済政策の実現と、この國家総動員法の改正というものが関連しているんだということを赤池議員は指摘いたしまして、「計画經濟は「マルクス」經濟と何處がどう違ふかと云う疑惑の甚だしい今日に於て、此の區別が明かになる迄新たなる立法を猶予さる、御積もりであるかどぶか」と政府に質問

をしているわけです。

戦後、大日本帝国憲法が改正されて、今日の日本国憲法になつておりますが、教科書などは大日本帝国憲法と日本国憲法の対比を行いまして、日本国憲法の進歩性、民主主義性と、大日本帝国憲法のそうでない側面を非常に強調して記述している。それが私が最初に申しましたような、入学試験の答案などに反映していくことになるわけです。

このときに議会政治を守るという主張は、自由主義的と言われる人々だけではないのであります。この赤池といふ議員は、当時の言葉で言いますと、精神右翼であります。これは警察あるいはジャーナリズムがつけた分類であります。当時は、いわゆる自由主義者を除いてだいたい右翼と考えられているわけですが、そのなかで伝統的な右翼を普通精神右翼、そして、全体主義を志向する人々を革新右翼という言い方で分類をしておりました。それによりますと、この赤池議員は伝統的な右翼、精神右翼であります。

戦争が終わつたあと、右翼というのはたいへん攻撃されたわけですが、精神右翼の人々は、実は赤池にも代表されているのであります。最終的にこの大日本帝国憲法を擁護するという立場をとっています。軍部の独裁に反対するという立場は、右翼において非常に明瞭に出てきます。これはもちろん自由主義者と言われる人々もそうであります。では、革新右翼と言われた人々は何かといいますと、これは中心は社会大衆党、つまり今日の社会党の先祖であります。この人々は統制経済を行い、やはり、前衛的な党をつくつていかなければならぬということを主張していきます。

ですから、この時期の議会を見ていくと、いろいろ問題があるわけです。たとえば昭和十五年二月の衆議院における斎藤隆夫議員のいわゆる「反軍演説」という激しい「革新」批判の演説とそれに対する軍の反撃、斎藤の議会からの除名という問題もその一つです。この斎藤という人は自由主義的な立場をとつておられた方です。ところが、いちばん問題になつた部分の議事録は削除されてしましましたので、本会議の議事録を見てもそこが削除されていますか

ら、ないわけです。

実際に議会百年の間に秘密会もずいぶん開かれておりますし、そういうふうに問題になつて発言が削除された部分もあります。しかし、もとの議事録は必ず残つているはずでありまして、現にこれは残つてゐるのあります。ちょうど議会百年の機会だから、今までオープンになつていなかつた秘密会の議事録を公開したらどうかと話したのであります。秘密会といつてもそんな大それたことはないのであります。軍が現在の戦況説明をしたり、あるいは軍事予算についての詳細な説明が求められたときに秘密会にするということなのです。しかし議会当局は、非公開にするという規定はあるけれども、これを解除する規定がどこにも見当たらないという理屈で今日までそれを公開していない。

ただ、この斎藤隆夫の場合は懲罰委員会にかかります。懲罰委員会で議論するためには、削除されたあとの議事録で議論することはできないわけですから、当然懲罰委員会に本当に行つた演説を配らないわけにはいかない。ですから、配っています。それを斎藤さん自身が後で書き写して残したので、今日われわれはその削除された部分を見ることができます。

彼はいったいなぜ除名されたかということですが、普通、反戦的な立場をとつたからだと説明されているわけですが、よく見てみますとこういうことです。彼は、平和、平和と言うけれども、人類が平和で存在したことは歴史上かつてない、人類は戦争とともににあるということを繰り返し述べております。つまり、平和主義というのは幻想だといふことを繰り返し述べてゐるのです。

それは何を言つてゐるのかといいますと、近衛文麿が第一次内閣のときに日中戦争に対する原則を表明するわけですが、そのときに無賠償とか領土の割譲を要求しないといったいくつかの原則、そして、これを東洋永遠の平和のためうんぬんということを言つたわけです。この永遠の平和というところを激しく批判し、「平和主義」を叩いたとい

うわけです。

それでは、なぜ軍が怒ったかといいますと、軍は日中戦争を聖戦と位置づけている。これは東洋永遠の平和のためであるという訳です。美辞麗句であります。美辞麗句・正義を並べていたのでは戦争は終わらない、しかし、今日日本の国民が戦争によって受けている苦しみは大変なものだ、日本の国力そのものが日中戦争によって落ちているのだ、これを終結しなければならない、終結するために障害になっているのは美辞麗句だ、人類というのは昔から力と力で鬭つて、負けたとき、あるいは勝ったとき、いずれにしても講和条約を結んで戦争を終結させている、今度の戦争だってそういうものだ、だから、日本はいま勝っているんだから、賠償もちゃんと取るべし、きちんと今までの戦争の終結の仕方で終結したらしいじゃないかというのが彼の議論で、極めて現実的な議論でありました。

これはちょうど汪兆銘政権を樹立して、日本を中心とした東アジアの全域を日本の影響下におく、つまり大東亜共栄圏でありますが、それを主張していた陸軍にカチンときた。それで、強い圧力がかかって、彼は除名されることになりました。

この問題も、反戦平和という文脈で斎藤をたたえるという議論がたくさんありましたので、私はそれはおかしいといふ議論をしてきたわけです。斎藤さんの遺族のところに日記があるということで、これもだいぶ前からお願ひをしておりましたら、最近になってやっと昭和十四年の暮れから十五年の三月までのこの議会の間の日記を遺族が提供してくださいましたので、近々『中央公論』で一部を紹介する予定で、いま準備をしております。

こういうふうに昭和期の議会をいくつか例をとってみても、それぞれに評価は非常に難しい。国家総動員法のことを言いましたが、あの時期になんらかのかたちで戦時統制経済をしなければならないことは、これまた必然であります。当時のいわゆる「革新」的な人々は多くこれを支持いたしました。そして、国家総動員法を利用していくいろいろな改革が行われました。たとえば戦後の農地改革につながるような、農村での地主に対する小作人の権利の擁護などと

いうのも、この國家総動員法の条文をうまく利用して戦中期に行われた。

ですから、GHQがやってきて農地改革をやりましたが、普通であれば、これは血を見るようなものになるはずであります。これが比較的平穏に行われたというのは、戦中期のいろいろな改革があったわけです。その農地改革が戦後日本の経済成長にとって一つの非常に大きな基礎的な条件になったことは、今日多く認められていることあります。ですから、一つの事柄はいろいろな側面で評価されなければならないということであります。

議会もまたそういうなかで振り返られる必要があります。今後われわれはかなり長い期間にわたって議会制度と付き合っていくなければならない。ですから、どう付き合っていくべきかという知恵を歴史の宝庫のなかからみとっていく必要があるだろうと思つております。